

第 1 2 回

外国法事務弁護士制度に係る検討会

議事録

第 1 日 時 平成 2 8 年 7 月 5 日 (火) 自 午後 5 時 3 6 分
至 午後 6 時 1 1 分

第 2 場 所 弁護士会館 1 7 階 1 7 0 1 A B 会議室

第 3 議 題 1. 開会
2. 取りまとめのための検討
3. 閉会

第 4 議 事 (次のとおり)

議 事

○松本官房付 所定の時刻を少し過ぎておりますが、ただいまから第12回外国法事務弁護士制度に係る検討会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ここから松下座長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○松下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。初めに、事務局から本日の配付資料について御説明をお願いします。

○松本官房付 本日の資料といたしまして、議事次第に記載のとおり、本検討会の「報告書(案)」を席上に配付しておりますので、御確認をお願い申し上げます。

○松下座長 よろしいでしょうか。

これまで11回にわたりまして、本検討会の重点検討事項である職務経験要件及びいわゆるB法人制度の2点につきまして、本検討会で皆様と議論を重ねてまいりましたが、いよいよ取りまとめという段階になり、前回の検討会におきまして、本検討会の最終報告書の取りまとめについて、座長である私に御一任をいただきました。

その後、私のほうでこれまで検討会で委員の皆様から頂戴した御意見を改めて振り返りながら、また、巻末の資料につきましては、事務局の法務省や日弁連とも御相談をしながら、最終的な報告書の案として、お手元のような形に取りまとめをいたしました。

本日は、本検討会最終回といたしまして、委員の皆様方と取りまとめに向けた最終的な検討を行いたいと思います。

それでは、法務省から報告書(案)について、御説明をお願いいたします。

○松本官房付 それでは、今お手元にある「外国法事務弁護士制度に係る検討会報告書(案)」について、これはまさに松下座長案でございますが、松下座長からの御指示に基づきまして、私から御説明をさせていただきます。

まず、報告書でございますが、本文と資料の大きく2部から成っております。1ページ目から6ページ目までが本文、7ページ以降が資料となっております。

最初に目次がございますが、7ページ目には、資料目録が付されてございます。

本文について、御説明を申し上げます。なお、参考で席上に見え消しのものも配付させていただいておりますので、そこでどこに加筆などがされたかわかるようになっております。

座長におかれて修文された内容については、定義や名称などについて、より正確なものについて修文したり、修辭上の変更を行ったものがほとんどでございます。内容のある変更につきましては、大きく2点ほどございます。

まず、1ページ目の第1の2でございますが、検討会の概要というところの最後の2行に、「なお」以下が加わっております。これは、本検討会が国家戦略特別区域諮問会議決定における外国法事務弁護士制度に関する指摘についても検討対象といたしましたので、これについての検討会の取りまとめとしまして、「外国法事務弁護士制度に関する措置については、特区に限定せず、全国一律に講ずべきとの結論に至った」という結論を入れたほうがよいであろうと、座長がお考えになられて、加筆されたと伺っております。

もう1点でございますが、2ページ目になります。職務経験要件に関する記載につきまし

て、2ページ目のところで、検討会における議論の概要というところで、これは前回も確認をさせていただいたところですが、職務経験要件について3つのレベルに分けて御議論いただいたところですが、そのうち外国法事務弁護士としての能力・資質・倫理を担保する措置について、そもそも制度的な担保が必要かどうか、必要であるとして、職務経験年数、一定の年数を課すという現行制度について一定の合理性があるかどうかということについては、それぞれ制度的担保が必要であり、現行の職務経験年数を要求する現行の制度についても一定の合理性があるというところでは、この検討会で一本化した結論が出せたことに関し、前回検討会において、現段階ではそういった結論に至ったといったニュアンスを出したほうがいいのではないかなというように一部の委員からの御指摘がございました。これを、座長がお踏まえになり、「現段階では」という文言を加筆されたと承知をしているところでございます。

内容的な修文箇所については、この程度でございまして、あとはほとんど前回の事務局から提案をさせていただいた内容に特段変更はございません。

説明は以上でございます。

○松下座長 ありがとうございます。変更点について御確認をいただきたいと思いますが、以上の事務局からの説明を踏まえまして、検討会として取りまとめに向けた最終的な検討に入りたいと思います。

ただいまの事務局からの説明について御質問や御意見等がありましたら、どなたからでも、どの点でも、御説明があった変更点2点につきましても、それ以外の点につきましても、御発言をお願いいたします。

○松本官房付 座長、それでは、せっかくでございますので、資料につきましても若干御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○松下座長 よろしく申し上げます。

○松本官房付 では、7ページ以降は資料になっております。これは、前回の事務局から提示させていただいた案は、あくまでも本文の部分だけでございましたが、本日に至るまでに、資料などについても、整えさせていただいたところでございます。

まず、9ページでございますが、最初の資料は別添1、これは検討会の構成員をまとめさせていただきました。

11ページ、別添2でございますが、検討会の開催状況について、平成27年3月の第1回目からどのように開催してきたかということがわかるようになっております。特に、ヒアリングなどを行って、御協力いただいた方についても、きちんと一覧できるようになっております。

13ページ、別添3でございますが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法改正の経過ということで、数次にわたる改正を経てきておりますが、その経過を追えるように年表のようなものをまとめさせていただきました。

15ページ以降は、外国法事務弁護士に関するいろいろな統計などを掲げさせていただきました。弁護士白書に載っているようなものが多くございます。

一番最後の別添8でございますが、主要国における外国弁護士受入制度の概要につき、各国比較ができるように表にまとめさせていただきました。

資料については、以上でございます。

○松下座長 御説明ありがとうございました。本文につきましても、ただいま御説明いただいた資料につきましても、何か御意見、御質問等がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、改めまして、本日、机上にございます資料。前回の検討会で座長である私に御一任をいただき、参考資料として見え消してある、そこに示されているような変更を施したもの、それをクリーンにしたものが机上にございます報告書（案）でございます。

本日、お取りまとめといたしまして、本検討会での議論は尽くされたということで、お手元の報告書（案）を本検討会の報告書としたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松下座長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日は、検討会としては最後で、このメンバーで集まるのももちろん最後ということになりますので、委員の皆様方から御所感、御感想などをいただいてもよろしいでしょうか。

柳委員から時計回りをお願いしてよろしいですかね。

○柳委員 柳でございます。私は第10回からの参加でございますので、皆様ほどの思い入れもなく、3回で終わったなというだけでございますが、ただ、私は平成21年度の研究会にも参加させていただいておりましたので、そのとき導入を決めたB法人制度に対する懸念というものを、ここで改めてきちんと取り上げて、議論して、説明できたということは、いい経験だったというふうに思います。

職務要件制度については、無事取りまとめに至りましたので、あとは諸外国の制度を勘案しながらという部分を実現されればいいのではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○松下座長 では、大村委員。

○大村委員 外国法事務弁護士制度の在り方について、私は従来それほど真剣に考えてきたわけではないのですが、今回参加させていただきまして、いろいろな考え方があるのだなということを勉強させていただくいい機会になりまして、まず、そのことについてお礼を申し上げたいと思います。

外弁の方々の考え方と、それから逆に日弁の方々の考え方と、それぞれなるほどと思う部分が多くて、私自身もどう考えていいのか悩んだところがいろいろありましたけれども、両方の考え方をお聞きしながら、これは、理論的にどうなければならないという結論は、なかなか導き出しにくい問題であり、そういう中で研究者の立場から、あえてやや無責任な発言をさせていただいたこともあるかもしれません。委員会が始まった当初は議論が先鋭に対立していましたので着地点を見いだすのは困難ではないかと思っていました。しかし、最終的にはそれなりの成果といいますか、リーズナブルな結論に到達できたのではないかなというふうに感じております。

特にこの職務経験要件ですね。これが、さらに今後どうなっていくのかということは、なかなか予想は難しいと思いますけれども、いずれにしても、大局的には今回のような議論のせめぎ合いというものがどうしても残っていくのはやむを得ないのかなと感じておりまして、今後の問題については、またいろいろな方々が御意見を闘わせる中で、さらにいい展望が開けていけば望ましいというふうに感じている次第でございます。

ともかく、貴重な議論の機会に参加させていただきまして、どうもありがとうございました。

た。

○岡田委員 それでは、順番なので、私の感想を述べさせていただきます。委員の岡田です。

私も、この別添2の資料を見て、いろいろあったなと思っていました。とりわけ、職務経験要件については、皆さんいろいろな意見があり、本当に、論点整理はできるけれども、コンセンサスをとっていくことはできるのかなと思ったときもあったのですが、今から思うと後半部分の、今年に入ってからぐらいですか、それぞれ正々堂々と意見を述べ、それぞれの意見を闘わせた。しかも、皆さん日本のこの制度をどうすべきかという、本当に、そういう観点から熱くなっておられた。

そういうのを何となく感じていく過程の中で、少し言葉は乱暴かもしれませんが、これで何も決まらずに終わるのはもったいないというのですか、別の言い方をすると、これだけ議論させていただき、応援させていただくと、何となく戦友のような、不思議な一体感というんですかね、そういう印象を持つようになりました。それは、あれだけ議論を闘わせて、正々堂々と日本の制度はどうあるべきかというのを熱く語れたからではないかなと思っています。

もちろん、背後に法務省と日弁連の事務局の皆さん、それから座長、さらに言えば、我々のそういう努力というのがあり、それがこういう形として実ったというのはすごくうれしいと思いますし、いい思い出になったと思いました。

本当にどうもありがとうございます。

○松下座長 加藤委員、お願いします。

○加藤委員 私も、こちらの委員を拝命するまで、正直、外国法事務弁護士制度について、あまり深く検討したことがなくて、初めていろいろ勉強させていただいた次第です。議論の中で、あまり目新しい視点を提示することもできなかったという点は反省しているところですが、ただ、私自身にとっては、一言で言うと非常に勉強になったという感想を持っております。

一つの国の法律をつくる、あるいは法制度を改定するに際して、それによって影響を受ける人、それを利用する人、様々な立場の人がいるわけです。ユーザーと言っても、例えば大企業もいれば、一般市民の方もいる。外国の外国法事務弁護士の方といっても、大きな事務所にいらっしゃる方から、一人でやっていらっしゃる方までいろいろいる。本当に様々な方の利益を比較考量するという、司法試験のときに論文でよく書いていたフレーズですけれども、その比較考量というのは、まさにこういうことをいうのだなと実感した、机上で学んだことを実体として体感することのできた検討会でありました。

この制度を使っている当事者の生の声とか、あるいはこの制度についてずっと検証していらした日弁連の方々の御意見を伺うことができたのは、貴重な機会だったなと思いますし、また、白熱した多岐にわたる議論を取りまとめていただいた事務局の方々の手腕も、本当に頭が下がるものでした。多くの点で勉強させていただいたと思います。ありがとうございました。

○亀井委員 続けて、よろしいですか。

○松下座長 もちろん。

○亀井委員 亀井でございます。私も外国法事務弁護士制度そのものは、もちろん存じておりましたが、まさかこうした課題があるとはという、そういうことで1年数カ月前に参

加させていただいて以来、大変に勉強をさせていただきました。

不勉強であるがゆえに、座長をはじめ、ここにいらっしゃる委員の皆様、それから事務局の法務省、日弁連の皆さんも、多分何かやはり御迷惑をかけたんじゃないかという、今、反省の気持ちもございます。

ただ、岡田先生がおっしゃったように、戦友のようだとおっしゃいましたけれども、そうした戦友の末席に加えていただければ、非常に望外な喜びでありますし、それから、ちょっと残念なのは、この先の結末がどうなるのかということです。この場では見ることはできなかったというところ。ちょっと残念でして。何年後かはわかりません。今年なのか、来年なのかはわかりませんが、制度として形になっていくのを、また、外から拝見をして、この結末がどうなるのかということを楽しみたいと思っております。

本当にどうもありがとうございました。

○松下座長 では、レブラン委員、お願いします。

○レブラン委員 委員のレブランです。まず、この1年間、私のちょっと聞き苦しい日本語をずっと聞いていただいて、ありがとうございました。

大変フランクな意見交換で、大変勉強になりまして、それも大変ありがたく存じます。

それから、そういう意見交換の結果が、多分、エンドユーザーにも、日本の弁護士にも、外国法事務弁護士にも、積極的な規制緩和に向かっていく結論が出てきまして、大変うれしく思います。

本当にありがとうございました。

○松下座長 上妻委員、お願いします。

○上妻委員 1年3、4か月になりますかね、皆さん、どうもありがとうございました。

私は、前回の研究会の時点では、日弁連の内部で裏方のようなことをしてしまっていて、B法人制度に関しては、法制化のお手伝いなどをしつつ、それが流れてしまっていて、もう二度と法制化はないのだろうなと思っていたところ、こちらの委員になるようにという仰せに従いまして、なりました。

そこから数えると、もう6年ぐらい経っているのですが、この委員会も、先ほど出ましたように、1年3、4か月もう経っているということで、随分思ったよりも長かったなという感想を持っております。今後、どのように進んでいくのかというのは、私も非常に気にはなっているところです。

ともかく、今日をもって、一つの大きな区切りになったかなということで、ちょっとほっとしているというのが正直なところでございます。

どうもありがとうございました。

○松下座長 崎村委員、お願いします。

○崎村委員 崎村です。私からは、こちらに関して、確か来週か再来週に英国のローソサエティの方が日本と韓国を回っていらっしゃるということで、前向きな結果がレポートできるということで、非常にうれしく思っております。本当にありがとうございます。

また、私個人から事務局の方々にちょっと謝らなければいけないことが……。よくメールに関して、私のレスポンスが遅れることが多々ありましたので、それに関しては本当にいろいろ御迷惑をおかけして申し訳なかったと思っております。

レブラン委員もおっしゃいましたように、前向きなことで結論が出ているということです。

し、ほかの方々もおっしゃったように、全員が揃ってこの報告書を出せるということで非常にうれしく思っております。

私の本店であるほうのイギリスに関しては、今、いろいろとBrexitなどで問題が出ております。私の事務所内でも、EUパスポートのみを持ってロンドンで働いている者、UKのパスポートのみを持ってEUで働いている者、何百人もいます。これから、この数年でそれをどうしていくのかとか、そういったことも出てまいります。

そういったこともいろいろ、法制度のみならず、様々なことがこれから出てくるのだろうなとは思いつつ、この検討会に関してのこういった前向きな報告書を出して、できれば法制化していただきたいというふうに思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○松下座長 陳委員、お願いします。

○陳委員 陳です。

最初、私を委員に指名していただいたときに、大変うれしく存じました。今日は、この1年3カ月を振り返ってみますと、うれしいだけではなくて、大変光栄なことであると存じております。ですから、心から感謝いたします。

十何回の会議に参加させていただいて、私の発言は、どちらかと言えば自分の考えを明確にするつもりで、ストレートに話をいたしました。

それはそれとして、皆さん、先生たち、委員たちと非常にいいコミュニケーションができた、私の申し上げたことをよく理解していただいたと、それも感謝いたしております。

会議の中で、いろいろな議論があってびっくりしました。これでまとめることはできるのかと、私なりには非常に心配しておりました。ただし、結果としては、非常に重みのあるレポートが出来上がりましたので、非常にほっとしたというか、何より、このようなレポートが出来たことは、1年間の意義があるかなと思いました。ですから、改めて、それぞれの先生たち、皆様に感謝いたします。

是非、このレポートをそのままに終わらせないで、立法の段階でも活用できればと思っております。ありがとうございました。

○松下座長 中西委員。

○中西委員 中西です。私は、平成21年の研究会に参加いたしましたが、ここにある参考資料を見ると、前回の研究会は19回も会議を重ねたということのようなのですが、前回は、それまでも認めていた共同事業があって、それについて法人化を認めるかというだけの話で19回もやっていたわけなのですが、今回は、それと比べるとかなり大問題であるような話について、12回だけで議論して、逆に濃密な議論ができたのではないかと思います。とても勉強になりました。私に求められているであろう、学識に基づく意見というものは全然出せなかったのが、反省しておりますけれども、非常に勉強になりました。

今回の検討の結果を踏まえて法制化して、日本の法律サービスのマーケットがよりよい方向に行けたらと思います。そうでなく魅力的でないと、日本の弁護士にしても、外弁にしても、参入してくる人が減りますと、ますます大変なことになりますので。どうしたらいいのかはわかりませんが、魅力的な市場になったらと思います。

あと、これはちょっと戯れ言ですがけれども、人間以外にも、人工知能とかいうものも、虎視眈々とこの市場を狙っているようです。

以上です。

○松下座長 それでは、報告書取りまとめと、それに関連する事項につきまして、今後の予定等について事務局から御紹介をしていただきたいと思います。

○松本官房付 事務局でございます。報告書を取りまとめていただき、誠にありがとうございました。座長の御指示を受けまして、事務局から最後2点御連絡させていただきます。

まず、検討会の取りまとめについての広報についてでございます。本日取りまとめたいただきました検討会の報告書につきまして、今、お配りしております表紙の「(案)」がとれた報告書本体に簡単な説明書きなどを添えて、法務省において、本日これよりプレスリリースをさせていただく予定にしております。

また、明日以降、検討会の報告書取りまとめについては、法務省ウェブサイトにおいても広報をさせていただきます。

次に、2点目ですが、今後の制度改正のスケジュールについて御説明します。法務省といたしまして、本日検討会からいただいた御要望を踏まえ、今後、外弁法の改正等の所要の法改正の準備等に着手してまいりたいと考えております。

具体的な法改正等の時期につきましては、現時点において直ちに見通せる状況にはございませんが、しかるべく着々と対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松下座長 しかるべく着々とした対応を期待しております。ありがとうございました。

本日が最終回となりますが、改めまして、委員の皆様方におかれましては、検討会発足から1年と約4か月、全12回にわたり本検討会に御参画いただき、誠にありがとうございました。

私の進行は、しばしば拙いものであったので、委員の皆様方にはもどかしい思いを随分されたのではないかと思いますけれども、このように取りまとめに至ることができたというのは、委員の皆様方の冷静な御議論と取りまとめに向けた強いお気持ち、このたまものであると同時に、事務局である法務省と日弁連の御尽力のたまものであるというふうに認識しております。本当にどうもありがとうございました。

それでは、本日の会議、そして本検討会はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —